

1 問ごとに条文を必ず確認！！**逐条都市再開発法に書き込みをする**

※問題番号の横の数字は出題年-出題 No

[No. 1]27-35

正解 2

1. ○ 都再法第 40 条第 1 項、同法施行令第 21 条第 2 項
2. × 都再法施行令第 21 条第 1 項より、最終の納付期限は、法第 100 条の公告の日から 1 ヶ月をこえてはならない。
3. ○ 都再法第 37 条第 3 項
4. ○ 都再法第 37 条第 1 項

[No. 2]27-36

正解 3

1. ○ 都再法第 24 条第 1 項
2. ○ 都再法第 87 条第 1 項より、権利変換期日後に施行地区内の権利を失った者は、都再法第 20 条第 1 項を失う。
3. × 都再法第 24 条第 1 項より、役員は総会での選挙により決定するが、第 23 条第 2 項より、理事長は、理事の中から互選で選出される。都再法第 28 条第 1 項より、組合は、理事長の氏名及び住所を、施行地区を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならないが、理事長の決定には知事の承認も総会の決定も不要である。
4. ○ 都再法第 28 条第 3 項

[No. 3]27-37

正解 1

1. ○ 都再法第 32 条第 4 項
2. × 都再法第 31 条第 2 項より、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時総会を招集することができる。これとは別に、都再法第 31 条第 3 項より、組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出し、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から起算して 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. × 都再法第 30 条第三号の事業計画の変更のうち資金計画に関する事項は、法第 33 条及び同法施行令第 20 条第 2 項より、特別議決の対象ではない。
4. × 都再法第 37 条第 4 項、第 7 項

[No. 4]27-38

正解 4

1. ○ 都再法第 7 条の 19 第 1 項、第 50 条の 14 第 1 項
2. ○ 都再法第 43 条第 2 項より審査委員は総会で選任されるが、法第 30 条及び法第 33 条より、特別議決事項ではない。
3. ○ 都再法第 57 条第 1 項、第 4 項
4. × 都再法第 57 条第 3 項、第 4 項第二号より、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者も委員となることができる。

[No. 5]28-29

正解 4

1. × 都再法第 16 条第 2 項より「土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員」は意見書を提出できる。
2. × 同法第 16 条第 2 項の「再開発事業に関係のある土地・物件について権利を有する者」とは、施行地区に限定しておらず、例えば施行地区の隣接地等を含むとされる(都市再開発法解説第 16 条関係)。
3. × 同法第 53 条第 1 項より「設計の概要」ではなく「事業計画」である。
4. ○ 同法第 58 条第 3 項より、第 16 条第 1 項が準用される。

[No. 6]28-30

正解 2

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発施行省令第 5 条、参照)
2. × 定款及び事業計画を定めて組合設立の認可を申請しようとする者は、認可申請書に、事業計画の決定について公共施設の管理者の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。(同省令第 3 条、参照)
3. ○ 設問の通りである。(同省令第 8 条、参照)
4. ○ 設問の通りである。(同省令第 8 条、参照)

[No. 7]28-31

正解 1

1. × 個人施行者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。(都市再開発法第 7 条の 16 第 1 項、参照)
2. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 38 条第 1 項、参照)
3. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 50 条の 9 第 2 項、参照)
4. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 56 条、参照)

[No. 8]28-34

正解 2

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 35 条第 1 項、参照)
2. × 理事長は、組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。都道府県知事等に届け出る必要はない。(都市再開発法施行令第 7 条第 2 項、参照)
3. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 87 条第 2 項、参照)
4. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 87 条第 1 項、参照)

[No. 9]28-35

正解 4

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 9 条、参照)
2. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 9 条、参照)
3. ○ 設問の通りである。(都市再開発法第 9 条、参照)
4. × 資金計画は、事業計画に定める。(都市再開発法第 7 条の 11、参照)

[No. 10]28-36

正解 1

1. ○ 設問の通りである。(都市再開発法施行令第 20 条、参照)
2. × 賦課金の額及び賦課徴収の方法は総会の普通決議事項。(都市再開発法第 20 条、参照)
3. × 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法は総会の普通決議事項。(都市再開発法第 20 条、参照)
4. × 権利変換計画は総会の普通決議事項。(都市再開発法第 20 条、参照)